

# 農業委員会だより



「農家の仕事はとても大変、でもやりがいがありました。」  
このような学習体験を通じて、農業を理解していただければうれしいものです。  
(中学生社会体験チャレンジ事業の農業体験・天沼旭氏宅みつば栽培ハウスにて)

- アライグマなどから農作物を守ろう！
- 「農業体験」が大切！
- 農地の無断転用を防止しましょう！
- 耕作放棄地解消・先進地視察研修を実施！
- 農業委員が改選されます
- 「比企農業を考える集い」が開催される！
- 農業者年金に加入しましょう！
- 農地の貸し借りについて
- 編集後記

## 第 2 号

平成21年3月20日発行  
発行：川島町農業委員会  
編集：川島町農業委員会だより編集委員会  
〒350-0192  
比企郡川島町大字平沼1175  
電話 049(297)1811

# アライグマなどから農作物を守ろう！

## ● 町内での被害は？

近年、近隣市町でアライグマやハクビシンによる農作物への被害や、人家に住みつくなどの生活環境被害が急激に増えています。町内では、以前からタヌキの被害報告はありましたが、平成十九年四月からアライグマやハクビシンの被害報告が寄せられるようになりました。

特定外来生物に指定されているアライグマは、もともと外国に生息していた動物で、町では、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき防除対策を実施しています。平成二十一年一月までに十一頭のアライグマを捕獲(※)しました。しかし、ハクビシンやタヌキは、在来種(昔から日本に生息が確認されている動物)のため、捕獲することはできません。今後はさらなる被害も予想されるため、未然に防ぐ対策が必要になります。



## 被害対策

### ● 農作物への被害対策

アライグマなどは雑食性のため、トウモロコシやスイカなどが好物です。対策としては、一般的な防鳥ネットなどでは被害を減らすことは困難のため、被害防止電気柵の設置が有効です。また、収穫しなかつた農作物や果実、生ゴミなどを農地に放置しないことも大切です。

### ● 生活環境被害対策

アライグマやハクビシンは、家屋や納屋などの屋根裏に巣作りをすることがあります。侵入防止のために、侵入されやすい場所を完全にふさぐことが重要です。また、エサとなるようなものを戸外に放置しないことや、屋根にかかる樹木などの枝をせんていすることが大切です。

### アライグマの防除活動

アライグマは、頭胴長(頭からおしりまで)が五十

七〇cmで、体重は六〜十kgです。見た目は、タヌキやハクビシンに似ていますが、尾にシマ模様があるのが特徴です(写真参照)。夜行性で、水路や側溝などの浅い水辺を好んで生活しています。非常に木登りが得意で、天井裏や廃屋、物置などを寝場所や休息場所とすることがあります。



尾に特徴のあるアライグマ

### ● 見つけたら

アライグマは、鋭いツメやキバを持ち、非常に気性も荒いので、むやみに手を出さず、目撃した場合は、農政産業課まで連絡をしてください。

※アライグマを捕獲するためには、狩猟免許や資格が必要です。捕獲器には、設置許可を受けたことを示す、標識の掲示も義務付けられています。

## 「農業体験」が大切！

近年、家庭における食の外部化・簡素化の進行、朝食を食べない児童・生徒の問題など、子ども達の「食」をめぐるさまざまな課題が指摘されています。また、学校でのいじめ・不登校問題など、未解決な問題が数多くあります。

このような状況で、命を育む農業体験が子ども達の情操の発達や、「食」に対する正しい理解に良い影響を与えることが期待されています。また、「農業体験」は数多くの意義があると考えられることから、町内の多くの学校が農業体験学習を実践しています。そこで、「農業体験学習」の効果をおのぎのように整理してみました。

### 一 食育上の意義

- 食べ物への関心や大切さを知る。
- 食にかかわる人々へ感謝する心を持つ。
- 地域で作られる農産物や、地域に伝わる食文化を知る。

### 二 教育上の意義

- 豊かな人間性を育み、生きる力を身につける。

### 三 農業上の意義

- 地産地消が促進される。
- 農地の有効活用が図られる。
- 高まる。
- 集団的作業を通じて協働性・協調性・社会性が培われる。
- 栽培や自然とのふれあいを通じて、生命・自然・環境などについて学習効果が上がる。
- 勤労観・職業観が育成される。

### 四 地域社会とのかかわりにおける意義

- 学校との連携が促進され、地域の教育力が高まる。
- 「農業体験学習」を軸とした地域コミュニティが再生される。



中山小学校の総合的な学習の時間「米づくり体験」学習の様子



## 農地の無断転用を 防止しましょう！

農地を守るのは農家自身です

### 【農地転用とは？】

農地転用とは、農地を農地以外のものにする事、すなわち農地に区画形質の変更を加えて、住宅用地や工業用地・道路・山林などに転換することをいいます。

### 【一時的な農地転用とは？】

農地を一時的に資材置場、土採取場などとして利用する場合や田・畑を埋め立てて農地造成する場合も転用になり、許可が必要となります。一般的に農地の転用には許可が必要です（農地は無断転用できません）。

農地は農業生産の基盤であり、景観・環境保全など重要な機能と役割があります。農地はかけがえのない財産です。農業委員会では町と連携し、無断転用や不法投棄がないよう、毎月不定期にパトロールを実施しています。

皆様も、農地のことでお気づきになりましたら、地区の農業委員または農業委員会事務局へご連絡をお願いします。

## 耕作放棄地解消・先進地視察研修を実施！

町農業委員は、平成二十年十月、以前から積極的に、耕作放棄地解消に取り組んでいる、神奈川県秦野市農業委員会を視察しました。

秦野市では、農家の高齢化や担い手不足・鳥獣被害などによる農業意欲の低下から荒廃農地が増加したため、平成十二年に荒廃農地の実態調査を実施しました。

この調査結果を受けて、平成十三年、農業委員会内部に「荒廃農地解消対策部会」を設置しました。この対策部会では、荒廃農地解消計画を策定し、さらに、秦野市・秦野市農業委員会・JA秦野により、「はだの都市農業支援センター」を平成十七年に開設しました。

同センターの主な業務は、農地の貸借・経営規模拡大に関する相談・農地の利用権設定・荒廃農地解消の実践活動と、市民ボランティアによる活動です。市民ボランティアは、公募による五十名が二班体制で、荒廃農地の抜根・草刈り・整地などの活動を行いました。この結果、荒廃農地



秦野市農業委員会の視察風景

の解消は、全耕作面積の約七・五％に当たる五十七ヘクタールの荒廃農地のうち六・七ヘクタールを農地へ再生したとのことで、大きな成果を上げています。再生された農地の一部は、担い手農家や新規就農の農地として活用されているとのことでした。

川島町農業委員会においても、農地を保持・保全するため、耕作放棄地の解消に取り組んでいます。農家自身で農地の除草や耕耘（こううん）ができない場合は、「JA埼玉中央アグリサービス」や「川島町シルバー人材センター」で有料ですが作業を受託していただきます（下の表を参照）ので、ご利用いただき、大切な農地を守りましょう。

### JA埼玉中央アグリサービスの 作業内容及び料金表 (10 a 当たりの作業料金)

作業内容	金額
一番耕耘	6,000円
二・三番耕耘	3,800円
雑草刈り取り	10,500円
※圃場の状況によって料金に変動があります。	
電話 297-1808	

### 川島町シルバー人材センター の料金表

作業内容	金額
雑草刈り取り	見積りにより決定
電話 297-0822	



## 農業委員が 改選されます

川島町では、平成十八年五月に選任された農業委員が平成二十一年五月十日をもって任期が満了になります。

農業委員は、選挙による委員と選任による委員で構成され、次のような組織になっています。

### ◆農業委員会の組織

委員は、選挙による委員十二名と、農業協同組合・農業共済組合・土地改良区が推薦した理事または組合員の各一名と、議会が推薦した学識経験者三名を町長が選任して構成されています。

### ◆委員の任期

選挙による委員：二年  
選任による委員：選挙による委員の任期の満了または推薦団体の理事等でなくなった日まで

### ◆農業委員の役割

農業委員は、農家や農業者の代表として、農地行政の普及推進を図るほか、農家や地域の農業の立場に立つて要望や悩みに応えていく役割も担っています。

「比企農業を考える集い」が開催される！

平成二十一年一月二十三日、「比企農業を考える集い」が松山市民活動センターで、比企地区内の農業委員、JA埼玉中央、農業団体及び管内農業者が参加し、開催されました。この席で、農業委員として永年尽力した横川二三男町農業委員会会長が永年勤続表彰を、町農業委員会が休日に農地パトロールを実践し、不法投棄・不法転用等の未然防止を行っているということで、優良実践農業委員会として表彰を受けました。当日は、「うまい米づくり比企地域食味コンテスト表彰」が行われ、町田静吾氏（小見野）が埼玉中央農業協同組合長賞を、原田裕氏（出丸）が比企地域農業振興協議会長賞を受賞されました。



賞を受ける原田さん

農業者年金に加入しましょう！

現行の農業者年金は平成十四年一月に、大きく生まれ変わりました。自分の年金原資を自分で積み立てていき、この年金原資の額に応じた金額が決まる確定拠出型の年金で、加入者・受給者の数に左右されにくい安全・安心な年金制度です。

● だれが加入できるの？

- ・ 国民年金の一号被保険者
- ・ 年間六十日以上農業従事者
- ・ 満二十歳以上六十歳未満の人

以上三点を満たしている人は、だれでも加入できます。農地を所有していない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

● 保険料はいくら？

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額二万円〜六万七千円までの間で、千円単位で自由に決められます）。また、見直しもできます。

● 年金はいつまでもらえるの？

年金は六十五歳から終身受

給できます。万が一、八十歳前に亡くなった場合は、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずの農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支払われます。

● 社会保険料の控除はできるの？

支払った保険料は全額（年額十二万円〜八十万四千元）が社会保険料控除の対象となります。

また、将来受け取る農業者年金は国民年金等と合わせて百二十万円が公的年金等控除され、非課税となります。

これらの点が農業者年金の特色です。

また、このほかに農業の担い手（認定農業者で青色申告をしている等）には月額最高一百万円の保険料の国庫補助があります。公的年金ならではの優遇措置があり旧農業者年金とは大きく異なる仕組みとなり、農業者にとって魅力のある年金制度です。

農地の貸し借りについて

農地の貸し借りについては、農地を耕作目的で借りる賃借権、使用貸借による権利等の

設定、若しくは移転する場合、農地法第三条の許可を受ける方法と、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画制度により農用地の貸し借りをする方法があります。

農用地利用集積計画制度によるメリット

- ・ 貸し手は、貸した農地の期限がくれば、返還されます。
- ・ 借り手は、貸借期間中安心して耕作できます。また、期限がきても利用権の再設定により継続して貸借ができます。
- ・ 農地の貸し借りに、農地法第三条の許可は不要です。

借り手の備えるべき主な要件

- ・ 耕作の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められる。
- ・ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。
- ・ 制度を受ける土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことができること認められる。

手続きの方法

- ・ 「農用地利用権設定等申出書」の提出が必要になります。
- ・ 農地の貸借期間及び小作料等は借りる側と貸す側で決めます。

「農用地利用権設定等申出書」は、毎年四・十月末までに提出

してください。

編集後記

「農業体験が大切！」と今回は紹介されていますが、委員の私の田んぼで、毎年中山小学校の五年生が田植えと稲刈りの農業体験を実施しています。子ども達は、最初、田植えのときの代かきをした田んぼに入るのが「気持ち悪い！」と言いながら恐るおそる入っていました。慣れてくると「キヤーカー」、中には座ってしまおう子どももいて大騒ぎでした。また、稲刈りのときは鎌を使いますので手などを切ったら大変とヒヤヒヤしていました。が、作業をしている子ども達の顔が、私には輝いて見えました。（編集副委員長岡部）

編集委員長	鈴木 一男
編集副委員長	岡部 登一
編集委員	大森 正明
	土屋 祥吉
	木村 敏夫
	宇津木忠征
	尾林 惣一
	横川二三男
相談役	飯島 清